

平成24年第2回宇都宮市公平委員会

日 時 平成24年6月6日(水) 午前11時30分
場 所 宇都宮市役所4階 懇談室

平成24年第2回宇都宮市公平委員会次第

6月6日(水) 午前11時30分
宇都宮市役所4階 懇談室

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指定
- 3 議事日程の説明
- 4 議 事
日程第1 議案第4号 宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について
- 5 その他
- 6 閉 会

議案第4号

宇都宮市教職員協議会の登録事項の変更について
宇都宮市教職員協議会の登録事項を届出どおり変更する。

平成24年6月6日提出

委員長 白 井 裕 己

職員団体登録事項変更届 別紙のとおり

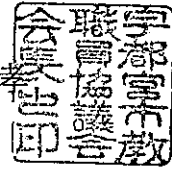
登録事項の変更届

平成24年 5月17日

宇都宮市公平委員会 様

宇都宮市教職員協議会

会長 大貫



職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のと
おり登録事項の変更を届け出ます。

1. 変更事項 別紙(1)のとおり

2. 変更の事由

(1) 役員の変更 規約第20, 21条に基づく役員の変更

3. 変更の事由が生じた日

平成24年5月11日

(別紙1)

平成24年度

宇都宮市教職員協議会 本部役員名簿

(○印は新役員)

役職名	氏名	職名	所属校	勤務校所在地	電話
会長	大貫 孝	教諭	戸祭小	戸祭1丁目10-25	622-6244
副会長	齋藤 容子	養護教諭	田原小	上田原355	672-0200
副会長	木下 知之	教諭	雀宮中央小	雀の宮3丁目10-13	653-0005
副会長	齋藤 正美	教諭	陽東小	陽東2丁目16-36	661-2100
副会長	石塚 真人	教諭	姿川中	西川田町1038	658-2203
事務局長	数又 正史	教諭	富屋小	徳次郎町66-1	665-0009
○事務局次長	相澤 恵美子	主査	豊郷中央小	関堀町337	624-8202
○事務局次長	菅生 崇夫	教諭	横川中	矢板町143	656-2441
事務局次長	荻原 智子	主任	五代小	五代2丁目22-33	653-8531
○事務局次長	山木 高志	教諭	姿川第二小	砥上町52	648-3429
○監事	田崎 典子	事務長	横川東小	下栗町963	656-1031
監事	廣瀬 英男	教諭	星が丘中	星が丘2丁目3-31	622-6542
○監事	西原 芳子	養護教諭	宮の原中	鶴田町261-3	648-2226

平成24年度 宇都宮市教職員協議会 学校理事名簿

(○印は新理事)

氏名	所属校	職名	勤務校所在地	電話
○ 笹沼 朋広	中央小	教諭	宇都宮市中央本町1-29	635-3043
○ 大房 優子	東小	教諭	宇都宮市東塙田1-6-14	622-2282
○ 築島 万実	西小	教諭	宇都宮市西1-2-13	634-6129
○ 大嶋 直子	築瀬小	教諭	宇都宮市南大通り2-6-6	633-0363
大金 創太	西原小	教諭	宇都宮市西原2-5-42	634-4401
大島 陽平	戸祭小	教諭	宇都宮市戸祭1-10-25	622-6244
○ 大吉 悦子	今泉小	教諭	宇都宮市元今泉1-7-29	635-1725
○ 江面 昌明	昭和小	教諭	宇都宮市戸祭元町1-15	622-3868
○ 阿部 容子	陽南小	教諭	宇都宮市大和1-10-15	658-1280
○ 米山 陽子	桜小	主任	宇都宮市桜3-2-22	634-4481
平野 由香里	錦小	教諭	宇都宮市錦2-7-15	621-0444
○ 小曾戸 祥彦	細谷小	教諭	宇都宮市細谷1-4-38	624-6023
○ 大坪 孝弘	峰小	教諭	宇都宮市峰3-20-17	633-3973
○ 黒川 美恵	富士見小	教諭	宇都宮市鶴田町2708-3	633-4549
○ 仁平 侑宏	泉が丘小	教諭	宇都宮市泉が丘7-12-14	661-2255
渡部 恭平	石井小	教諭	宇都宮市石井町1213	661-3003
大森 加代	緑が丘小	教諭	宇都宮市緑3-3-12	658-2600
○ 大桐 瑠香	宮の原小	教諭	宇都宮市宮原4-1-14	633-1505
長谷川 実	御幸小	教諭	宇都宮市御幸本町4638-1	662-3268
○ 小笠原 佑	明保小	教諭	宇都宮市下荒針町3456-2	648-2200
○ 石川 倫子	宝木小	教諭	宇都宮市駒生町3364-29	624-0317
○ 小谷野 孝子	城東小	教諭	宇都宮市築瀬町360	635-9534
○ 鶴見 克己	平石中央小	教諭	宇都宮市下平出町479	661-0309
○ 松本 博史	平石北小	教諭	宇都宮市平出町1804	661-0647
○ 石嶋 裕美	清原中央小	教諭	宇都宮市道場宿町848	667-0106
○ 生出 香織	清原南小	教諭	宇都宮市上籠谷町1401	667-0516
○ 杉本 千春	清原北小	養護教諭	宇都宮市板戸町1765	667-0780
○ 青木 さや香	清原東小	教諭	宇都宮市氷室町1713-1	667-0515
○ 増淵 由加里	横川中央小	教諭	宇都宮市屋板町1072	656-1141
○ 手塚 禎幸	横川東小	教諭	宇都宮市下栗町963	656-1031
○ 齋藤 静香	横川西小	教諭	宇都宮市上横田町850	658-2679
○ 鈴木 直子	瑞穂野北小	教諭	宇都宮市下桑島町465	656-1587
○ 松本 典子	瑞穂野南小	教諭	宇都宮市西刑部町444	656-1589
○ 小坂橋 秀生	豊郷中央小	教諭	宇都宮市関堀町337	624-8202
○ 北野 沙希	豊郷南小	教諭	宇都宮市竹林町532	621-0443
○ 伊藤 敦	豊郷北小	教諭	宇都宮市横山町411-3	665-0205
○ 岩崎 創一	国本中央小	教諭	宇都宮市宝木本町1864-1	665-0900
○ 高野 賢	国本西小	教諭	宇都宮市新里町丁292	652-1186
○ 束原 宏子	城山中央小	教諭	宇都宮市大谷町1402	652-0036
○ 廣瀬 真美	城山西小	事務長	宇都宮市古賀志町583	652-0800
大塚 純平	城山東小	教諭	宇都宮市駒生町2360	652-0700
田中 敦子	富屋小	教諭	宇都宮市徳次郎町66-1	665-0009
○ 田村 初穂	篠井小	教諭	宇都宮市下小池町569-37	669-2102
○ 山中 くるみ	姿川中央小	教諭	宇都宮市下砥上町121	658-2397
新堀 敬裕	姿川第一小	教諭	宇都宮市西川田本町3-11-15	658-0419
福富 倫美	姿川第二小	教諭	宇都宮市砥上町52	648-3429
○ 増山 直美	雀宮中央小	教諭	宇都宮市雀の宮3-10-13	653-0005

(○印は新理事)

氏名	所属校	職名	勤務校所在地	電話
○ 廻谷 教士	雀宮東小	教諭	宇都宮市下反町町256-1	653-0059
○ 野沢 香織	雀宮南小	教諭	宇都宮市南町3-3	654-0049
○ 稲川 美理	陽東小	教諭	宇都宮市陽東2-16-36	661-2100
川田 高弘	御幸が原小	教諭	宇都宮市御幸が原町53-2	663-0358
○ 小宅 稔也	五代小	教諭	宇都宮市五代2-22-33	653-8531
○ 山崎 由紀子	陽光小	教諭	宇都宮市緑5-3-16	658-8650
○ 池田 結実子	瑞穂台小	教諭	宇都宮市瑞穂1-22	656-4645
○ 手塚 理恵	晃宝小	教諭	宇都宮市宝木本町1263-1	665-5295
○ 坂本 麻紀	新田小	教諭	宇都宮市針ヶ谷1-18-21	653-5288
薄根 真弓	海道小	教諭	宇都宮市海道町35-1	661-6620
熊田 雅之	西が岡小	教諭	宇都宮市宝木町2-1075-12	624-1081
○ 海老沼 三奈美	上戸祭小	教諭	宇都宮市上戸祭町271-1	624-6615
○ 朝野 直美	上河内東小	養護教諭	宇都宮市下小倉町1302	674-2106
○ 石川 晴美	上河内西小	教諭	宇都宮市関白町471	674-2011
○ 野中 みよ子	上河内中央小	教諭	宇都宮市中里町201-1	674-2018
○ 高橋 恵	岡本小	教諭	宇都宮市岡本町2623	673-1831
○ 館野 由美子	白沢小	教諭	宇都宮市白沢町1643	673-1817
○ 稲澤 怜子	田原小	教諭	宇都宮市上田原町355	672-0200
○ 高田 直人	岡本西小	教諭	宇都宮市中岡本町3709-2	673-2015
○ 金井 理	岡本北小	教諭	宇都宮市中岡本町2481-1	673-5810
○ 長谷川 鮎美	田原西小	教諭	宇都宮市立伏町8-1	672-3170
堀江 英里	一条中	教諭	宇都宮市一条1-4-7	633-0401
○ 黒崎 貴史	陽北中	教諭	宇都宮市今泉町47-2	621-8491
大根田 裕司	旭中	教諭	宇都宮市天神1-1-42	634-9177
○ 八木澤 大貴	陽南中	教諭	宇都宮市陽南2-4-58	658-1293
○ 鈴木 雄一郎	陽西中	教諭	宇都宮市陽西町1-16	622-2328
増淵 綾美	星が丘中	教諭	宇都宮市星が丘2-3-31	622-6542
○ 田中 智美	陽東中	教諭	宇都宮市石井町2800-42	662-9105
○ 渡井 隆哲	泉が丘中	教諭	宇都宮市泉が丘4-11-40	661-2508
○ 楡井 加奈子	宮の原中	教諭	宇都宮市鶴田町261	648-2226
○ 高橋 祥子	清原中	教諭	宇都宮市金当山町231	667-0101
○ 手塚 雅子	横川中	教諭	宇都宮市屋板町143	656-2441
岡 龍哉	瑞穂野中	教諭	宇都宮市下桑島町1078	656-1586
入江 教史	豊郷中	教諭	宇都宮市関堀町350	624-8201
○ 高橋 宣子	国本中	教諭	宇都宮市新里町丁1608-19	665-1146
○ 佐野 真彩	城山中	教諭	宇都宮市大谷町1423	652-0108
○ 佐藤 博之	晃陽中	教諭	宇都宮市徳次郎町1964	665-0042
相田 諒介	姿川中	教諭	宇都宮市西川田町1038	658-2203
○ 今井 直樹	雀宮中	教諭	宇都宮市雀の宮7-28-16	653-0379
○ 馬籠 香	鬼怒中	教諭	宇都宮市平出町3764-10	661-6337
永田 慎	宝木中	教諭	宇都宮市細谷町604	621-3959
○ 小原 冬生	若松原中	教諭	宇都宮市若松原3-19-27	655-0679
小筆 啓雄	上河内中	教諭	宇都宮市中里町162	674-2108
小嶋 陽介	古里中	教諭	宇都宮市中岡本町3130	673-1815
飯山 彩加	田原中	教諭	宇都宮市下田原町1722	672-0008
○ 伊藤 大介	河内中	教諭	宇都宮市中岡本町3743	673-3772

役員選出証明書

公示日	平成24年4月16日	組合員総数	2,005	投票者数	1,755	
投票日	平成24年4月23日	投票場所	会員の所属する各学校			
連合体で代議制 によった場合	有権者 の範囲	/	有権者 総数	/	投票者 総数	

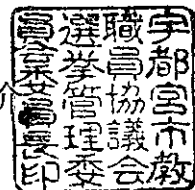
本団体の役員は構成員の全員が公平に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、投票者数の過半数で選出されたことを証明します。

平成24年5月11日

宇都宮市教職員協議会

平成24年度選挙管理委員長

鈴木 健介



平成24年度 宇都宮市教職員協議会

本部役員選挙の結果

投票日 平成24年4月27日

会長立候補者(定員1名)

信任投票数	氏名	所属	職名
1,811	大貫孝	戸祭小	教諭

副会長立候補者(定員4名)

1,811	齋藤容子	田原小	養護教諭
1,811	木下知之	雀宮中央小	教諭
1,811	齋藤正美	陽東小	教諭
1,810	石塚真人	姿川中	教諭

事務局長立候補者(定員1名)

1,810	数又正史	富屋小	教諭
-------	------	-----	----

事務局次長立候補者(定員4名)

1,811	相澤恵美子	豊郷中央小	主査
1,811	菅生崇夫	横川中	教諭
1,811	荻原智子	五代小	主任
1,812	山木高志	姿川第二小	教諭

監事立候補者(定員3名)

1,811	田崎典子	横川東小	事務長
1,811	廣瀬英男	星が丘中	教諭
1,811	西原芳子	宮の原中	養護教諭

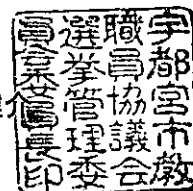
平成24年度
宇都宮市教職員協議会 学校理事選挙結果の報告

信任投票数	氏名	所属校	職名
1,755	笹沼 朋広	中央小	教諭
1,755	大房 優子	東小	教諭
1,755	築島 万実	西小	教諭
1,755	大嶋 直子	築瀬小	教諭
1,755	大金 創太	西原小	教諭
1,755	大島 陽平	戸祭小	教諭
1,755	大吉 悦子	今泉小	教諭
1,755	江面 昌明	昭和小	教諭
1,755	阿部 容子	陽南小	教諭
1,755	米山 陽子	桜小	主任
1,755	平野 由香里	錦小	教諭
1,755	小曾戸 祥彦	細谷小	教諭
1,755	大坪 孝弘	峰小	教諭
1,755	黒川 美恵	富士見小	教諭
1,755	仁平 侑宏	泉が丘小	教諭
1,755	渡部 恭平	石井小	教諭
1,755	大森 加代	緑が丘小	教諭
1,755	大桐 瑠香	宮の原小	教諭
1,755	長谷川 実	御幸小	教諭
1,755	小笠原 佑	明保小	教諭
1,755	石川 倫子	宝木小	教諭
1,755	小谷野 孝子	城東小	教諭
1,755	鶴見 克己	平石中央小	教諭
1,755	松本 博史	平石北小	教諭
1,755	石嶋 裕美	清原中央小	教諭
1,755	生出 香織	清原南小	教諭
1,755	杉本 千春	清原北小	養護教諭
1,755	青木 さや香	清原東小	教諭
1,755	増淵 由加里	横川中央小	教諭
1,755	手塚 禎幸	横川東小	教諭
1,755	齋藤 静香	横川西小	教諭
1,755	鈴木 直子	瑞穂野北小	教諭
1,755	松本 典子	瑞穂野南小	教諭
1,755	小坂橋 秀生	豊郷中央小	教諭
1,755	北野 沙希	豊郷南小	教諭
1,755	伊藤 敦	豊郷北小	教諭
1,755	岩崎 創一	国本中央小	教諭
1,755	高野 賢	国本西小	教諭
1,755	東原 宏子	城山中央小	教諭
1,755	廣瀬 真美	城山西小	事務長
1,755	大塚 純平	城山東小	教諭
1,755	田中 敦子	富屋小	教諭
1,755	田村 初穂	篠井小	教諭
1,755	山中 くるみ	姿川中央小	教諭
1,755	新堀 敬裕	姿川第一小	教諭
1,755	福富 倫美	姿川第二小	教諭
1,755	増山 直美	雀宮中央小	教諭

信任投票数	氏名	所属校	職名
1,755	廻谷 敦士	雀宮東小	教諭
1,755	野沢 香織	雀宮南小	教諭
1,755	稲川 美理	陽東小	教諭
1,755	川田 高弘	御幸が原小	教諭
1,755	小宅 稔也	五代小	教諭
1,755	山崎 由紀子	陽光小	教諭
1,755	池田 結実子	瑞穂台小	教諭
1,755	手塚 理恵	晃宝小	教諭
1,755	坂本 麻紀	新田小	教諭
1,755	薄根 真弓	海道小	教諭
1,755	熊田 雅之	西が岡小	教諭
1,755	海老沼 三奈美	上戸祭小	教諭
1,755	朝野 直美	上河内東小	養護教諭
1,755	石川 晴美	上河内西小	教諭
1,755	野中 みよ子	上河内中央小	教諭
1,755	高橋 恵	岡本小	教諭
1,755	館野 由美子	白沢小	教諭
1,755	稲澤 怜子	田原小	教諭
1,755	高田 直人	岡本西小	教諭
1,755	金井 理	岡本北小	教諭
1,755	長谷川 鮎美	田原西小	教諭
1,755	堀江 英里	一条中	教諭
1,755	黒崎 貴史	陽北中	教諭
1,755	大根田 裕司	旭中	教諭
1,755	八木澤 大貴	陽南中	教諭
1,755	鈴木 雄一郎	陽西中	教諭
1,755	増淵 綾美	星が丘中	教諭
1,755	田中 智美	陽東中	教諭
1,755	渡井 隆哲	泉が丘中	教諭
1,755	楡井 加奈子	宮の原中	教諭
1,755	高橋 祥子	清原中	教諭
1,755	手塚 雅子	横川中	教諭
1,755	岡 龍哉	瑞穂野中	教諭
1,755	入江 敦史	豊郷中	教諭
1,755	高橋 宣子	国本中	教諭
1,755	佐野 真彩	城山中	教諭
1,755	佐藤 博之	晃陽中	教諭
1,755	相田 諒介	姿川中	教諭
1,755	今井 直樹	雀宮中	教諭
1,755	馬籠 香	鬼怒中	教諭
1,755	永田 慎	宝木中	教諭
1,755	小原 冬生	若松原中	教諭
1,755	小筆 啓雄	上河内中	教諭
1,755	小嶋 陽介	古里中	教諭
1,755	飯山 彩加	田原中	教諭
1,755	伊藤 大介	河内中	教諭

投票の結果、上記のとおり信任されましたので報告いたします。

委員長 鈴木 健



平成24年4月13日

平成24年度 宇都宮市教職員協議会役員選挙公示

平成24年度の本会役員選挙を本会規約第20条・21条及び役員選挙規則のさだめるところにより下記によって行いますので、公示いたします。

宇都宮市教職員協議会選挙管理委員会

委員長 鈴木 健介



記

- | | | |
|-----------|---------------|----|
| 1. 選挙期日 | 平成23年4月23日（月） | |
| 2. 役員及び人数 | 会長 | 1名 |
| | 副会長 | 4名 |
| | 事務局長 | 1名 |
| | 事務局次長 | 4名 |
| | 監事 | 3名 |

宇都宮市教職員協議会規約

第1章 総 則

第1条 この会は宇都宮市教職員協議会という。

第2条 この会の事務局を会長指定の学校内におく。

第3条 この会は、教職員が教育に専念し、教育効果を高めるため、教職員の勤務条件の改善をはかり、宇都宮市教育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、目的達成のためにつぎの事業を行う。

- 1 教職員の勤務条件の改善に関すること
- 2 教職員の福利厚生に関すること
- 3 宇都宮市教育の振興に関すること
- 4 他の教育諸団体との連絡提携に関すること
- 5 その他目的達成に必要なこと

第2章 組 織

第5条 この会は、宇都宮市立小・中学校に勤務する教職員（地方公務員法第52条第3項ただし書きに規定する管理職員等を除く）をもって組織する。

第6条 この会は、必要に応じ部会を設けることができる。

第3章 機 関

第7条 この会に決議機関として総会、評議員会を、執行機関として理事会、常任理事会をおく。

第8条 総会は、最高決議機関で、毎年1回開き、会長がこれを招集する。

臨時総会は、評議員会の要求があったとき、または理事会で必要と認めるとき、会長がこれを招集する。

第9条 総会は、全会員で構成し、次のことを決める。

- 1 規約の改正に関すること
- 2 予算の決議、決算の承認に関すること
- 3 会の事業に関すること
- 4 会の解散に関すること
- 5 他の団体への加入および脱退に関すること
- 6 その他必要な事項

第10条 評議員会は、総会につぐ決議機関で、必要に応じ会長が招集する。

第11条 評議員会は、所属する学校の会員が平等に参加し、直接かつ秘密投票による多数決で選挙された評議員によって構成する。

評議員は、各学校ごとに1名とし、30名を越えるごとに1名を増すものとする。

第12条 評議員の任期は1年とし、再選を妨げない。

第13条 評議員は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項
- 2 緊急事項
- 3 予算の更正
- 4 規則、細則

第14条 理事会は、監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第15条 理事は学校単位に1名を選出する。理事の任期は1年とし、再選を妨げない。

第16条 理事会は次のことを執行する。

- 1 総会および評議員会の決議事項に関すること
- 2 総会および評議員会に提出する議案に関すること

第17条 常任理事会は、理事の互選による若干名の常任理事と監事を除くその他の役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第18条 常任理事会は、次のことを執行する。

- 1 会務および緊急事項に関すること
- 2 理事会から委任された議案に関すること

第19条 各会議は構成員の過半数で成立し、議長はその都度会議の構成員の中から選出する。議決は多数決によるものとし、可否同数のときは議長が決める。

ただし、第9条第1号および第4号から第6号に規定する事案については、構成員の直接、無記名投票による全員の三分の二以上の多数決によって決める。

第4章 役員

第20条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	4名

事務局 長 1名

事務局次長 4名

常 任 理 事 若干名

監 事 3名

第21条 前条の役員は（除く常任理事）、会員の直接秘密投票により、投票者の過半数の得票を得なければならない。

前項の選挙の手続きは、別に定める。

第22条 役員（除く監事）および監事の任期は1年とし、再選を妨げない。

ただし同一役職継続4年を越えることはできない。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間二分の一未満の場合はこれを行わない。

第23条 役員の任務は次のとおりとする。

会長は会務を掌握し、会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理をする。

事務局長は、会長の指示を受け、会の事務を処理する。

事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その代理をする。

常任理事は、会務を分掌する。

監事は、会計の監査を行う。

第5章 事務局

第24条 この会に事務局をおく。

事務局に次の帳簿をおく。

- 1 規 約
- 2 議事記録
- 3 財産目録

- 4 会計簿
- 5 会員名簿
- 6 役員名簿
- 7 事業記録
- 8 その他必要な帳簿

第6章 会計

第25条 この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

会費の負担月額は総会で決める。

第26条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 加入・脱退・統制

第27条 この会に加入または脱退しようとする者は、文書で会長に届出ることによって効力を生ずる。

第28条 会員で本会の名誉を棄損し、または趣旨に違反する行為があった場合は、評議員会の議決によって除名すること

ができる。

第8章 補則

第29条 この会の運営に必要な規則、細則は別に定める。

付記

昭和49年6月15日 一部改正

昭和50年6月7日 一部改正

平成19年5月27日 一部改正

慶弔規定

第1条 会員に弔事があったときは、下記により弔意を表するものとする。

会員死亡の場合は香料5万円を贈る。

第2条 前規定以外で、特に考慮する場合は生じたときには、役員会において処理するものとする。

この規定は昭和50年6月7日より適用する。

付記

昭和55年6月7日 一部改正

昭和63年6月4日 一部改正

平成5年5月22日 一部改正

平成19年5月27日 一部改正

宇都宮市教職員協議会役員選挙規則

第1条 この規則は、宇都宮市教職員協議会規約第21条第2項の規定に基づき、本会役員選挙に必要な事項を定める。

第2条 役員選挙は、毎年総会前に行う。

第3条 役員選挙を行うときは、選挙管理委員会をおく。

第4条 選挙管理委員会は、別に定めるところによって選出された選挙管理委員によって構成する。ただし、役員立候補者は選挙管理委員になることはできない。

選挙管理委員の任期は1年とする。

第5条 選挙管理委員会に、委員の互選による委員長を1名おく。

第6条 選挙管理委員会は、次のことを行う。

- 1 選挙の公示
- 2 立候補の受付、公示
- 3 投票および開票の立ち会い人、書記の任命
- 4 当選者の確認と発表
- 5 その他必要な事項

第7条 定時選挙の公示は、投票期日前10日までとし、会員に通知する。

第8条 選挙管理委員会は、その選挙当日以外の事務を事務局長に依頼することができる。

第9条 立候補する場合には、決められた立候補届けに所定の事項を記入し、投票期日7日前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

第10条 役員に欠員が生じたときは、補欠選

挙を行う。ただし、残任期間二分の一以内の場合は行わない。

第11条 補欠選挙は、定時選挙と同じ手続きによって行う。

第12条 選挙は、会員の直接秘密の投票による。

第13条 選挙は、選挙管理委員会の定める投票用紙を用い、無記名によって行う。

第14条 投票所は各学校で、投票用紙を密封して、直ちに選挙管理委員会に送付する。

第15条 開票は、事務局において行い、投票者の過半数を得た者で、得票数の多い者より当選者とする。

ただし得票同数のときは、抽選によって決める。

第16条 立候補者が、定数を越えない場合には、信任投票を行う。この場合投票者の過半数の信任を得なければ当選者とならない。

第17条 この規則の定めるものの外、選挙に関し、必要な事項は、選挙管理委員会で定める。

第18条 規約第19条ただし書きに規定する投票については、本規則第6条第1号および第7条第8条、第12条から第14条までの規定を準用する。